

## 新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することになっている保育教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得するために要した費用の一部を予算の範囲内で交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### （補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条に定める対象従事者を雇用している市内に所在する次の各号に掲げる施設（国又は地方公共団体が設置したものを除く。以下「対象施設」という。）を運営する者とする。ただし、申請時点で市税を滞納していない者に限る。

（1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）

（2）幼保連携型認定こども園の認定を目指す施設

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは補助金の交付対象者としない。

### （対象従事者）

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象従事者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、対象従事者が保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象としない。

(1) 対象施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者

(2) 対象施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者

2 対象従事者は、指定保育士養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）又は大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定保育士養成施設又は大学等（以下「養成施設等」という。）の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料をいう。以下同じ。）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）及び上記経費の消費税とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては補助対象経費としない。

(1) その他の検定試験の受講料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 補講費

(4) 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

(5) 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用

(6) 学債等将来補助対象者又は対象従事者に対して現金還付が予定されている費用

(7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

(8) クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）

(9) 補助対象者又は対象従事者が第6条の規定による申請を行う時点で養成施設等に対して未納になっている入学料又は受講料

3 この補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(実施計画書)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定した期日までに実施計画書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の交付申請および実績報告)

第6条 補助対象者は、対象従事者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）及び次に掲げる書類について市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

(1) 支出明細書（別記様式第3号）

(2) 対象従事者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務が決定したことを確認できる書類

(3) 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書

(4) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出又は省略させることができる。

(交付決定および額の確定)

第7条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付（不交付）決定および確定通知書（別記様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(勤務状況の報告)

第8条 対象従事者は、保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得後、対象施設において1年以上勤務しなければならない。ただし、勤務期間1年未満で対象施設を退職した場合、補助対象者を經由して市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた補助対象者は、勤務状況報告書（別記様式第5号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（検査及び報告）

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象従事者の従事する対象施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、次の各号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（1）前条の規定による検査等で、補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと又は虚偽その他の不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合

（2）第8条に基づく報告を受け又は照会を行い、対象従事者が、対象施設において1年以上保育教諭として従事しなかった事実が認められた場合。ただし、理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合を除く。

（補助金の返還）

第11条 前条による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（別記様式第7号）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- この要綱は、令和 7 年 2 月 5 日から施行し、改正後の新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。なお、改正前の要綱に基づき、令和 6 年 3 月 31 日以前に実施計画書の提出があった者の取扱いは従前の例による。

別表（第 4 条関係）

| 対象経費              | 補助率            | 上限               |
|-------------------|----------------|------------------|
| 養成施設等の受講のために要した経費 | 対象経費の<br>1 / 2 | 1 人あたり<br>1 0 万円 |

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

（元号） 年 月 日

新潟市長

法人名

代表者

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業 実施計画書

|                  |                                                             |      |                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------|------|-------------------------------|
| ① 対象となる事業        | 保育教諭確保のための資格等取得支援事業                                         |      |                               |
| ② 施設名            |                                                             |      |                               |
| ③ 施設住所           | （〒            —            ）                                |      | 電話（            —            ） |
| ④ 対象従事者氏名        | フリガナ<br>_____                                               | 生年月日 | 年    月    日生                  |
| ⑤ 養成施設等名         |                                                             |      |                               |
| ⑥ 受講期間           | 年    月    日 ～ 年    月    日<br>（受講開始日（入学日） 年    月    日）       |      |                               |
| ⑦ 保育・教育実習や面接授業期間 | 保育・教育実習        日、面接授業        日、合計        日                  |      |                               |
| ⑧ 受講に要する費用       | 入学料        円、受講料        円、合計        円                       |      |                               |
| ⑨ 類似事業の助成等の有無    | 保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を<br>受けている    ・    受けていない    （いずれかに丸印） |      |                               |
| （備考）             |                                                             |      |                               |

## 別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 法人名

代表者

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業 交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

[illegible]

別記様式第3号（第6条関係）

支出明細書

対象従事者

| No. | 支払日 | 支出内容 | 支払先 | 金額（円） |
|-----|-----|------|-----|-------|
| 1   |     |      |     |       |
| 2   |     |      |     |       |
| 3   |     |      |     |       |
| 4   |     |      |     |       |
| 5   |     |      |     |       |
| 6   |     |      |     |       |
| 7   |     |      |     |       |
| 8   |     |      |     |       |
| 9   |     |      |     |       |
| 10  |     |      |     |       |
| 合 計 |     |      |     |       |

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金

交付（不交付）決定および確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり  
交付（不交付）の決定および額の確定をしたので、新潟市保育教諭確保のための資格等取  
得支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額

2 確定額

年 月 日

（宛先）新潟市長

法人名

代表者

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金に係る

勤務状況報告書

下記のとおり従事状況について報告します。

1. 対象従事者氏名

2. 両方の資格免許を有する者としての勤務開始日 年 月 日

3. 2 に記載の業務開始日から起算して 1 年を経過した日において、引き続き業務に  
従事しているか否かについて（あてはまる方に○印をつけてください。）

（ 従事している ・ 従事していない ）

証明年月日 年 月 日

施設所在地

施設名

法人名

代表者名 印

※私印ではなく、施設長印を捺印すること

別記様式第 6 号（第 1 0 条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付新 第 号の で交付決定した新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定取消額 円

3 取消理由

別記様式第7号（第11条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金返還命令書

年 月 日付新 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 円

2 返還期限

3 返還理由